

市税等は納期限までに

納付をお願いします！

市税等の納付は便利で
確実な口座振替で!!

口座振替制度

市税等を金融機関が納期ごとに預貯金口座から自動的に振り替えて納める制度です。

令和6年度市税等の納付書は、軽自動車税種別割、固定資産税、市・県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料と順次お送りします。なお、各納期限は左表のとおりです。納期限内に自主納付または口座振替での納付をお願いします。

市税等納期限一覧表【令和6年度】

納期		市税等						
月	納期限	種別割 軽自動車税	固定資産税 (普通徴収)	市県民税 (普通徴収)	国民健康 保険税 (普通徴収)	介護保険料 (普通徴収)	後期高齢者 医療保険料 (普通徴収)	
令和6年	4月	4月 30日(火)	全期					
	5月	5月 31日(金)		1期				
	6月	7月 1日(月)			1期			
	7月	7月 31日(水)				1期	1期	
	8月	9月 2日(月)				2期	2期	1期
	9月	9月 30日(月)				2期	3期	2期
	10月	10月 31日(木)				3期	4期	3期
	11月	12月 2日(月)				3期	5期	4期
	12月	12月 25日(水)				4期	6期	5期
	1月	1月 31日(金)				4期	7期	6期
	2月	2月 28日(金)					8期	7期
	3月	3月 31日(月)						8期
令和7年	1月	1月 31日(金)						

お申し込み方法

1・金融機関窓口で手続きする場合

小松島市内の金融機関窓口に申込書（小松島市市税等口座振替依頼書）を備え付けてありますので、以下のものをお持ちのうえ、直接窓口でお申し込みください。

- ①預貯金通帳
- ②はんこ（通帳届出印）
- ③納税（納付）通知書

※申込書は納税（納付）通知書添付の「口座振替依頼書」もご利用いただけます（ゆうちょ銀行（郵便局）除く）。なお、軽自動車税種別割の納税通知書には、口座振替依頼書の添付はありません。

軽自動車税種別割を 口座振替で納める方へ



軽自動車税納付確認システム（軽JNKS）の導入により、車検での納税証明書提示が原則不要となつたことから、口座振替領収通知書（納税証明書）の送付は、二輪の小型自動車（軽JNKS非対応のため）のみとなります。5月中旬に発送します。

ご注意ください！

今年度（4月から翌年3月まで）に75歳のお誕生日を迎える方は、後期高齢者医療保険に変更となります。

口座振替をご希望の場合は改めてお手続きが必要となります。

市ホームページより「小松島市市税等口座振替依頼書・自動払込利用申請書」をダウンロードし、必要事項を記入・押印のうえ、市税務課 納税普及担当までご郵送ください。

2・郵送で手続きする場合

問 市税務課 納税普及担当（市役所1階）
☎ 32-3928/FAX 33-3401
✉ nouzei@city.komatsushima.i-to kushima.jp

